

令和2年度 第1回犬山市伝統的建造物保存委員会

日程：令和2年7月13日（月）9：00～10：00

会場：犬山市役所 2階 202・203 会議室

出席者：■委員（敬省略）

長谷川良夫、溝口正人、岩田敏也、梅田佳知、大澤弘康、栗谷和男
浅岡宏司（代理）

□事務局

教育委員会 滝教育長、教育部 中村部長

歴史まちづくり課 中村課長、加藤課長補佐、加藤主査補、中村主査補

1. 委員委嘱及び委員長選任

(1) あいさつ（教育長）

本日は、ご多用のところ出席いただき感謝申し上げます。最近では、大雨による文化財への影響が出ており、こうした中で、文化財をどのように守るかが非常に重要になっている。文化財の保護は、行政だけでは困難であり、委員の皆様のように専門的な見地でのご意見が非常に重要である。本日の委員会では、市の伝統的建造物の保存について、昨年度の実績と今年度事業に対し、ご意見やご協力をお願いしたい。

(2) 委員委嘱及び委員長選任

各委員に委嘱状を交付。

岩田委員より長谷川委員を委員長に推薦があり、委員より承認された。

(3) 長谷川委員長あいさつ

委員長に就任した長谷川です。委員の皆様のご協力により、委員会をスムーズに進行したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(4) 議事録署名人の決定

溝口委員、大澤委員を署名人に決定

2. 報告事項

(1) 令和元年度犬山市文化財保存事業費補助事業について（事業報告）

① 高木家住宅蔵 修理（登録有形文化財） 【資料1-1】

・事務局より会議資料に沿って説明を行った。

〈 質疑応答 〉

□ 委員：工事内容にあるリプトタン貼りが事業内容へ記載されていない。また、リプトタン貼りが補助対象外事業であることがわかりにくいので、例え

ば「リプトタン貼り（補助対象外）」というように2頁～3頁の図にわかりやすく示すとよい。

- 事務局 : ご指摘いただいた通り修正を行う。
- 委員 : 高木家は公開するのか。

② 旧小守家住宅 修理（登録有形文化財） 【 資料 1 - 2 】

・事務局より会議資料に沿って説明を行った。

〈 質疑応答 〉

なし

3. 協議事項

(1) 令和2年度犬山市文化財保存事業費補助事業について（事業説明）

① 尾関家住宅土蔵 修理（登録有形文化財） 【 資料 2 】

・事務局より会議資料に沿って説明を行った。

〈 質疑応答 〉

- 委員 : 土蔵の建築年は天保13年とあるが、現在の土蔵の外壁は下見板張りであり、建築年が正しければ、おそらく、近代に替えたものであると考えられる。今回、外観の工事を実施するのか。
- 事務局 : 外観の工事は実施する予定ではない。
- 委員 : 今回の修理に市の補助金を500万円使ってしまうと、市の補助制度上、今後10年間外壁の修理や別の棟の修理に補助を充てることができないのではないか。
- 事務局 : 補助要綱上、同一補助申請（一棟）物件に対し10年以内、500万円限度とあるため、登録上別の棟であれば制限はない。
- 委員 : 下見板に使われている長尺の板は、明治以降に丸鋸が使われるようになってから使われ始めたものである。下見板は消耗品なので、10年間持ちこたえさせ、次の修理の際に建築当初の状態にもどし、文化財としての価値を高めてほしい。
- 事務局 : 文化財の修理の基本的な考え方をお伝えし、進めていきたい。
- 委員 : 下見板を使用した理由は、あとの補修を考えてのことだと思われる。尾関家住宅は、登録の際に調査をしているが、十分な調査ができていない。今回の土蔵の修理のタイミングで調査をし、修理方針を検討できるとよい。
修理工事の際に、和釘が使われているかを確認したい。
- 委員 : 図面の配置図では、土蔵の位置がわかりにくいため工夫してほしい。
- 委員 : 今回の工事は、現状変更が必要な望見できる範囲の4分の1を超えないと思われるが、今後外壁を修理する場合は4分の1を超えるため、現状変更が必要となる。

今後、修理に関する資料を作成する際に、修理内容が現状変更許可申請を行う必要があるかを判断するためにも、図面に望見できる範囲を示しておくとうい。また、修理資料を整えることで、建物がどのような修理をしたのかわかる備忘録となる。

- 事務局 : 次回より資料を修正する。
- 委員 : 現在登録されている建造物以外にも、すぐれた伝統的な建造物があるかもしれない。
- 委員 : 尾関家住宅の倉庫も大切にするとよい。今後、文化財の価値についても見直してもよいかもしれない。
- 委員 : 瀬戸の旧山繁商店はバラックのような倉庫も価値が認められ、国登録有形文化財となっている。尾関家住宅の倉庫も、犬山焼の窯元の倉庫として大切なものであるのならば、積極的に登録を目指してもよいかもしれない。

建造物の修理には、所有者の状況をふまえ、建物単体ではなく全体を考える必要がある。所有者としっかりと相談してほしい。

- 委員 : 資料の特徴の1行目、「犬山焼の御用瓦師」という表現はおかしいので、一度確認してほしい。また、特徴の4行目「尾関家作十郎信業」の「家」は不要である。
- 委員 : 建造物の修理は市民になじみがなく、知らないうちに事業が進んでいる。できるだけ情報を発信できるような取組みや活動を考えてほしい。
- 事務局 : 市民への周知は重要な取組みであると認識している。市も努力はしているが、なかなか市民に伝わっていない状況である。市の取組みは「犬山の文化財」や市広報、市ホームページで周知している。また、この他にも登録有形文化財所有者の会が主催で実施する建造物の一斉公開や、犬山市歴史まちづくり賞で表彰した物件を紹介する取組み、城下町の中の建造物を紹介する城下町指南書の発行などを行っている。
- 委員 : 犬山市の伝統的建造物に関する取組みは県内でも独自性が高い。毎年修理している建造物や、犬山の建造物の特色を情報発信し、見える化することで建造物の保護にもつながると思う。しっかりとPRしてほしい。

4. その他

(1) 次回の犬山市伝統的建造物保存委員会の日程について

日程 : 令和3年2月予定、詳細は改めて連絡

5. 現地確認

尾関家住宅土蔵を確認した。